

## 令和6年度外国人のための日本語教室開催事業 委託仕様書

### 1. 目的

外国にルーツのある方が、日本語で意思疎通を図り生活できるようになるための基礎的な日本語を習得できるようになることを目指して、外国人のための日本語教室等を開催することを目的とする。

### 2. 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、双方合意のもと、令和9年3月31日まで契約を年度ごとに更新することができるものとする。なお、湖西市が受託者として適切でないと認める場合には、契約を更新しない場合がある。

### 3. 事業開催場所

湖西市内

### 4. 事業の内容

#### (1) 外国人のための日本語教室の開催

##### ア 対象

湖西市に在住又は在勤（見込みを含む）で、外国にルーツのあり、日本語で意思疎通を図り生活するためのスキルが十分でない方。ただし、児童・生徒は除く。

##### イ 教室の規模

30人以上が受講できる環境を用意すること。

##### ウ 実施内容

- 日本語教室を、受講者のレベルに応じ初級未満、初級、中級に分けたカリキュラムで実施すること。
- 日本語教室は原則対面形式で実施すること。ただし、受講者の1/4を越えない範囲でWEB会議システム等ICT技術を活用した教室を実施しても差し支えない。
- 開催回数は、それぞれのレベルにつき36回以上とし、実施計画を作成すること。ただし、実施時において受講対象となる者がいないレベルについては、開催しないことができる。
- 授業時間は、1回あたり90分以上とする。
- 講座開催にあたっては、対話活動を取り入れること。対話活動の実施方法については、受講者の習熟度に応じたきめ細やかな指導ができるよう少人数グループでの活動を希望する。このことを踏まえて提案すること。
- 上記に加え、講師以外の地域住民の協力を得た、教室外での行動・体験中心の活動を2回実施すること。

- 受講者が適切なレベルのカリキュラムで受講できるよう、随時レベルの見直しをすること。

エ 実施時期

令和6年4月1日から令和7年3月31日

オ 広報

本項目について、紙媒体、ウェブサイト、SNS等により広く周知し、効果的な方法で受講者の募集を行うこと。

カ 受講者の管理

- 受講希望者からの問合せ、申込受付等の対応、受講者へのオリエンテーション、受講料の授受等は、受託者において行うこと。
- 受講者名簿、受講者毎の学習記録を備えること。
- 受託者は、受講者の安全確保につき注意を払うとともに、事故等に備え傷害保険に加入すること。

5. 委託事業の管理

(1) 事業の報告及び情報公開

受託者は、契約書に定める計画書等の提出の他、湖西市と協議し決定した時期に、下記の事項を記載した事業報告書等を湖西市に提出し、その確認を受けること。

- 業務の進捗状況（受講者、日本語指導者及び支援者の参加状況）
- その他湖西市が必要と認める事項

(2) 実施状況の確認

受託者は、湖西市と業務実施状況についての打ち合わせを月1回行うこと

(3) 帳簿の整備等

受託者は、次に掲げる帳簿類を作成し、常備するものとする。

- 受講者名簿
- 受講者の学習記録
- その他湖西市が必要と認めるもの

6. 委託料・経費負担・備品の管理等

受託者は、委託料を本仕様書に定める項目を実施するために使用し、受託者が行っている他の事業と経理を明確に区分しておくものとする。

(1) 委託料に含まれる経費等は、以下のとおりとする。

- ア 本事業に係る人件費
- イ 本事業に係る日本語指導者及び補助者に係る報償費
- ウ 受託者が使用する消耗品
- エ 仕様書に定める事業の実施に係る経費等

(2) 受託者は、事業の実施に当たって、受講料(1人1回当たり500円を上限とする)及び実費の一部または全部を受講者負担として徴収できるものとする。ただし、その額については湖西市と協議するものとする。

(3) 本業務に係る経費のうち以下のものについては、委託料に含まないものとする。

ア 備品の購入費

- (4) 本委託事業で必要な備品については、受託者が用意するものとする。
- (5) 受託者は、現金出納簿、収入支出調書、その他湖西市が必要と認める書類を作成し、常備するものとする。

7. 留意事項

(1) 事業実施方法等

- ア 公的な事業を公的資金により行う責任を自覚して、法令遵守に努めること。
- イ 受託者は、業務の実施に当たり、参加者等から意見聴取を行い、業務の改善に努めること。
- ウ 委託業務を実施する上で公平性・透明性を図るよう配慮すること。
- エ 受託者は、委託期間が満了し、又は契約を解除された場合には、湖西市の指示に従って、新たな受託者に対し、運營業務が円滑に継続するために必要な引継ぎを行うこと。
- オ 受託者は、令和5年度在住外国人のための日本語教室等開催事業受講者の内、市が指定する者を、令和6年度において受託者が受託事業として開催する教室に受け入れること。
- カ 災害その他の不可抗力または湖西市及び受託者双方の責めにも帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合は、委託事業継続の可否について協議するものとする。なお、一定期間内に協議が調わない場合、受託者の委託契約を解除できるものとする。また、次期受託者が円滑かつ支障なく事業を遂行できるように引継ぎを行うものとする。
- キ 事業名称及び事業の成果物の著作権は、市に帰属するものとする。

(2) 組織体制等

- ア 委託事業内容を遂行するにあたり、受講者の支援にかかわるスタッフに対し、日本語学習支援に関する研修を実施すること。なお、内部研修も可とする。
- イ 受託者は、スタッフが委託業務の遂行に専念できる体制を整えること。
- ウ 受託者は、スタッフの役割分担や責任の範囲を明確にした上で業務に当たること。
- エ 受託者は、必要に応じて湖西市と随時連絡をとり、調整を行うこと。
- オ 受託者は、定款または規約、事務所の所在地、代表者等の変更を行ったときは、遅滞なく湖西市に届け出ること。

(3) その他

- ア この仕様書に定める事項については、本事業の目的に反しない限りにおいて、湖西市と受託者が別途協議の上変更することができる。
- イ この仕様書に定めのない事項については、湖西市と受託者が別途協議の上決定するものとする。

以上